

令和5年第三回臨時会

八丈町議会議録

令和5年 12月19日 開会

令和5年 12月19日 閉会

八丈町議会

令和 5 年第三回八丈町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (12月19日)	
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第 72 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
同意第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
閉議及び閉会の宣告	13
署名議員	15

八丈町告示第21号

令和5年第三回八丈町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年12月14日

八丈町長 山下 奉也

- 1 期 日 令和5年12月19日（火） 午後1時30分
- 2 場 所 八丈町役場大会議室
- 3 付議事件 (1) 令和5年度八丈町一般会計補正予算
(2) 八丈町副町長の選任の同意について
(3) 健康保険証を当面廃止しないよう求める意見書

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	真田幸久君	2番	浅沼隆章君
3番	奥山幸子君	4番	浅沼清孝君
5番	山下則子君	6番	金川孝幸君
7番	冲山昇君	8番	岩崎由美君
9番	浅沼碧海君	10番	山下巧君
11番	浅沼憲春君	12番	山本忠志君

不応招議員（なし）

令和5年第三回八丈町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和5年12月19日（火曜日）午後1時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第72号 令和5年度八丈町一般会計補正予算
- 第 4 同意第 3号 八丈町副町長の選任の同意について
- 第 5 発議第 3号 健康保険証を当面廃止しないよう求める意見書

出席議員（12名）

1番	真田幸久君	2番	浅沼隆章君
3番	奥山幸子君	4番	浅沼清孝君
5番	山下則子君	6番	金川孝幸君
7番	冲山昇君	8番	岩崎由美君
9番	浅沼碧海君	10番	山下巧君
11番	浅沼憲春君	12番	山本忠志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	公営企業 管理者	佐々木真理君
教育長	佐藤誠君	企画財政 課長	和田一宏君
総務課長	高野秀男君	税務課長	山下進君
住民課長	佐藤真一君	福祉健康 課長	小野高志君
福祉健康 課長補佐	大澤知史君	建設課長	瀬筒国治君
産業観光 課長	大川和彦君	会計課長	田村久美君

企業課長 菊池 拓 君
消防長 堀本 敏彦 君
代表
監査委員 浅沼 拓仁 君

教育課長 菊池 良 君
病務院
事務長 菅原 宏幸 君

事務局職員出席者

事務局長 高橋 太志 君
書記
(録音) 明石 丈 君

庶務係長 山本 良太 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（山本忠志君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。

よって、令和5年第三回八丈町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午後 1時30分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に1番、2番議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、議案第72号 令和5年度八丈町一般会計補正予算についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 書類番号の1番をお願いいたします。書類番号の1番になります。

今回は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらは国から示されたことによります急遽の補正予算ですので、よろしく申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

議案第72号 令和5年度八丈町一般会計補正予算。

令和5年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,381万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億6,425万5,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課長(和田一宏君) はい。

令和5年12月19日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

初めに歳入です。

項の補正額で説明をいたします。

15款2項国庫補助金1億581万1,000円の増、こちらが物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。低所得世帯支援枠、こちらが7万円の給付金ですね。それと、推奨事業メニュー分、こちらが後で説明をいたしますが、給食費と水道料金の補助金、この2本立てで考えておりますので、よろしく申し上げます。

19款1項基金繰入金2,800万円の増。

補正前113億3,044万4,000円、補正額1億3,381万1,000円の増、補正後の合計114億6,425万5,000円。

次のページをお願いします。

歳出になります。

3款1項社会福祉費1億2,711万円の増、社会福祉総務費が2,500万円の増ですが、こちらが物価高騰の関係の水道料金の補助金、3月請求分1か月分のみと考えております。

次に、非課税世帯等臨時特別給付金費、こちらが1億211万円の増、低所得世帯特別給付金7万円掛ける1,400世帯9,800万円と、事務費を計上しております。

次に、10款4項学校給食費762万円の増。

次のページをお願いいたします。

給食事業費で、物価高騰の関係の給食費補助金を1月から3月分、3か月分750万円と事務費を計上しております。こちらのほうは、もうお支払いいただいている部分もありますので、そういった部分はお返しするということになります。

14款 1 項予備費を91万9,000円減額し、補正前113億3,044万4,000円、補正額 1 億3,381万1,000円の増、補正後の合計114億6,425万5,000円となります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

5 番。

○5 番（山下則子君） 7万円の給付は、ちょっと確認ですけれども、今月給付になるということによろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（大澤知史君） 7万円の給付金については、まだシステム改修とかをやっておりますので、恐らくですけれども、今の見込みですと、多分3月に払えればいかなということ今進めております。

○議長（山本忠志君） 5 番。

○5 番（山下則子君） この夏のというか、11月末に3万円の給付があったんですけれども、他の自治体とかを見ても、もう夏頃に頂いているというようなこともありました。やはりこの年末に来て生活困窮というのは、ちょっと大変な時期だと思うので、なるべく早くの給付がよろしいのではないかと思うんですけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（大澤知史君） そのシステム改修がまだ、今業者ともやり取りをしているんですけれども、そのまだ日程が全然出てこないの、それができない以上は、ちょっとこちらのほうでは今進められないということで、そういうことです。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 今の5 番議員の質問の件で、システム改修が間に合わないだけだと多分納得しづらいかと思っておりますので、どういったところのシステム改修が今回のようなことが起こった場合必要で、それは前回もあったのに、なかなか追いついていないということの説明をしていただいたほうが多分分かりやすいかと思うので、可能であれば、そのあたりも教えていただければと思います。

○議長（山本忠志君） 課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（大澤知史君） 具体的なシステムの中身は、ちょっと分からないんですけども、とにかく担当のほうには、向こうの先方の会社内でも、そういうチームがまだできていないということで、中でもまだ検討しているという状況でして、そういう状況で、うちのほうとしても、なるべく早くやるようには先方には伝えているんですけども、まだその日程とか、そういうスケジュール感が何も出てこないで、今のところは2月の発送で3月の支給という形で進めております。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） すみません。住民税非課税世帯というのは、既に把握済みなんですか。それとも、それ自体のシステムを改修しないと把握できないのかということによって、状況が変わっていきますので、なぜできないのかが分かるように説明をいただくと、納得しやすいんじゃないかと思えますけれども。

○議長（山本忠志君） 課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（大澤知史君） 3万円の給付金は、基準日が一応6月1日ということで、今回の基準日が12月1日で、また基準日も変わっていますので、そういったことで、もう一回抽出作業から何かからお願いしている状況でございます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1番。

○1番（真田幸久君） すみません。お願いしているのは分かったんですけども、町としては非課税世帯は把握されていないんですか、まだ。これの基準に従うという、もしくはそれは別にシステムを改修しなくても、既存のシステムの中で取り出せる内容ではないんですか。

○議長（山本忠志君） 課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（大澤知史君） 税の情報があるので、ただその抽出作業をお願いしているので、町としてその抽出作業を今、厚生の方ではできないということです。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 関連で。

ということは、このような給付金が出るたびに、システムを改修しなければならないようになっていっているのでしょうか。

○議長（山本忠志君） いいですか。

課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（大澤知史君） 今現在は、給付金のたびに全てシステム化、これは10分の10の補助ですので、システム改修をお願いしている状況です。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） だとすると、すみません、システムの構築に当たって、それはあまりに非効率な頼み方をしているようにしか聞こえないんですね。

そもそも把握自体は、毎回毎回一律のやり方でできるはずですし、それをどこにどう配分するかということは、また別の流れになるはずなので、把握自体は、そもそもそれを単独でやった上でやるということも可能なんじゃないかと思うので、全体を全てソフトウェアを外の開発会社に投げてしまうと、恐らくこういうことが起きてしまうことが、いわゆる基礎自治体だと比較的多く見られることなので、ぜひともそういうプロセス自体を今後見直していただかないと同じことが、先ほど岩崎議員からも言いましたように、毎回毎回出てくることになってしまうので、大本の数字の把握の仕方はどうなろうと変わらないはずなので、そこをどうにかするというをまず最初に対応していただかないと、難しいと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（山本忠志君） 課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（大澤知史君） 言わんとしていることは分かりますけれども、現状で我々厚生の方で、その抽出作業はちょっとできないので、今確かにおっしゃるとおり、業者の方をお願いせざるを得ないということですので、それでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ちょっと何か歯切れが悪いんですけども、現状ではそうだとということですね。

ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第3、議案第72号 令和5年度八丈町一般会計補正予算については、原案どおり可決いたしました。
-

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(山本忠志君) 続いて、日程第4、同意第3号 八丈町副町長の選任の同意についてを上程いたします。

説明、総務課長。

- 総務課長(高野秀男君) それでは、書類番号2をお願いします。

同意第3号 八丈町副町長の選任の同意について。

令和5年12月19日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いします。

八丈町副町長の選任の同意について。

下記の者を八丈町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。

記。

住所、東京都八丈島八丈町大賀郷2491番地。氏名、山越 整。昭和38年10月11日生まれ。

説明。

地方自治法第161条第2項、副市町村長定数の条例規定及び八丈町副町長の定数を定める条例の規定、定数1人により八丈町副町長を選任するものである。

裏面は略歴についてになりますけれども、説明のほうは省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

- 議長(山本忠志君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

1番。

- 1番(真田幸久君) これまで議会のほうで、いろいろとご質問を副町長に対してさせていただいた際に、なかなか開示がよくなかったということがございました。当然、今回再度選任されているわけですから、そういった点も改善されるものというふうに理解しておりますけれども、それに対して町長が回答可能であれば、回答いただければと思います。

○議長（山本忠志君） 町長。

○町長（山下奉也君） いろいろ皆さん方とお話ししましたけれども、本人にもそういう点は、総務課長はその場にはいなかったんですけれども、私から総務課長と２人で本人に伝えておりますので、そういう部分では十分理解したかどうかですけれども、私からは伝えておりますので、いろいろと皆さん方も本人とは密に連絡して、ふだんから対話といいますか、そういう部分は十分皆さん方も行っていただきたいと思います。私自身、気がつかない部分もございまして、そういう部分も含めて、この前も言いましたように、風通しのいい部分を強調していきたいと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

○議長（山本忠志君） いいですか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ほかになれば、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案同意にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第４、同意第３号 八丈町副町長の選任の同意については、原案どおり同意いたしました。

◎発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第５、発議第３号 健康保険証を当面廃止しないよう求める意見書を上程いたします。

なお、提出者より、文末の段落内「一体化の義務化を延期」とありますが、「義務化」を削除したいと申出がありました。したがって、これを許可しております。お手元の議案の「義務化」の文言を削除願います。

それでは、提出者、３番、奥山幸子君、ご登壇願います。

（３番 奥山幸子君 登壇）

○３番（奥山幸子君） 課題を直して再提出をいたします。よろしく願います。

発議第3号 健康保険証を当面廃止しないよう求める意見書。

上記議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和5年12月19日。

提出者、八丈町議会議員、奥山幸子。

賛成者、八丈町議会議員、浅沼清孝、同金川孝幸、同沖山 昇、同岩崎由美。

八丈町議会議長、山本忠志殿。

説明。

標記の件に関して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものである。

健康保険証を当面廃止しないよう求める意見書。

令和5年6月に成立したマイナンバー法の一部改正法によって、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が進められ、従来の健康保険証が来年秋にも廃止されることになりました。マイナンバーカードの取得は、本来任意とされているので取得していない住民もいます。

全国でのマイナンバーカード交付率は77.4%（令和5年11月末現在。総務省ホームページより）ですが、オンライン資格確認の利用件数は保険証分と合わせて4.5%（令和5年10月末現在。厚生労働省ホームページより）にとどまっています。個人情報とマイナンバーカードのひもづけの誤りによるトラブルが相当数あったことなどから、国民の間に不安と疑問が強まったことが背景にあると思われます。また、デジタル庁はマイナンバー情報総点検を開始し、不安払拭に努めているものの、いまだ国民の信頼を回復したとは言い難い状況にあります。

健康保険証の廃止後は、申請者に「資格確認書」を発行して対応するとしていますが、高齢者や認知症の方、介護・障がい施設に入所している方などの場合、本人による申請が難しくなることや、資格確認書の迅速な発行を求められる自治体職員の負担が増えることも懸念されます。

マイナンバーカードによる各種の利便性の向上には異論はありませんが、さまざまなトラブルに関連するデータ・システムの総点検とその解決が図られたことが確認できるまで、また、本人による申請に困難が伴う方へのサポートと資格確認書発行に伴う自治体へのサポートが十分に行われるまでは、従来の健康保険証の維持が必要と考えます。

よって、八丈町議会は、拙速なマイナンバーカードと健康保険証の一体化を延期し、従来の健康保険証を当面廃止しないよう、国と政府に求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日、東京都八丈町議会。

衆議院議長殿。

参議院議長殿。

内閣総理大臣殿。

デジタル大臣殿。

総務大臣殿。

厚生労働大臣殿。

以上です。

○議長（山本忠志君） ちょっと残っててください。

説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

じゃ、幸子先生、戻って結構です。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

本件の原案に賛成の諸君の起立を求めます。ご起立ください。

（賛成者起立）

○議長（山本忠志君） 座って結構です。着席ください。

起立多数。

よって、日程第5、発議第3号 健康保険証を当面廃止しないよう求める意見書は可決いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（山本忠志君） 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

よって、令和5年第三回八丈町議会臨時会を閉会いたします。

(午後 1時53分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年12月19日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 真 田 幸 久

署 名 議 員 浅 沼 隆 章